

# 真狩村地域おこし協力隊 募集要項

## 募集の背景

北海道・羊蹄山の麓に広がる真狩村は、豊かな自然と清らかな水に恵まれた農業の村です。真狩ゆり根をはじめとする高品質な農産物、雄大な景色を望む温泉、個性豊かなブルーランジェリーやオーベルジュ、キャンプ場など、滞在する価値のある資源が点在しています。

また、日本有数のリゾート地「ニセコ」「ルスツ」に隣接する立地を活かし、多くの来訪者を迎える可能性も広がっています。

その中で、真狩村ならではの滞在の魅力をどう伝え、どう選ばれる場所になっていくかも、大切なテーマの一つです。

一方で、人口減少や高齢化が進む中、地域事業の承継や新たな担い手づくり、観光資源のさらなる磨き上げなど、次の世代へつないでいくための取り組みが求められています。

これまで積み重ねられてきた営みを土台にしながら、新しい視点や挑戦を重ねていく。

真狩村は今、

「しごとをつなぎ、育てる挑戦」と

「魅力を見つけ、届ける挑戦」をともに進める仲間を募集します。

---

## 募集職種

### ① 「継ぐ × つくる」 地域ビジネスチャレンジャー

#### — しごとをつなぎ、育てる挑戦 —

地域商店の事業承継を一つの軸としながら、それだけにとどまらず、自らの視点で新しい事業の可能性も探ります。

例えば、

- ・ 実際に店舗に入り、仕入れや販売、接客に関わりながら現場を学ぶこと。
- ・ 事業者の想いやこれまでの歩みを聞き取り、強みや課題を整理すること。
- ・ その上で、商品の磨き直しや販路の見直し、新しい取り組みの試行を行うこと。

同時に、自身の経験や関心を活かした小さな事業の種を育てることも、このポジションの大切な挑戦です。

既にある営みに敬意を払いながら、次の世代へとつなぐ実践を重ねていきます。

### 【主な活動内容】

- ・ 地域商店へのヒアリング・関係構築

- ・ 店舗運営の実践サポート（仕入・販売・接客など）
- ・ 事業承継に向けた整理・再設計の検討
- ・ 商品開発や販路拡大の試行
- ・ 自身の関心やスキルを活かした新規事業の企画・実践
- ・ 商工会・金融機関・地域事業者との連携

※ 活動割合や具体的な対象は、応募者の経験や意向を踏まえて調整します。

---

## ② 真狩の魅力を“見つけて、届ける”観光コンテンツチャレンジャー

### — 魅力を見つけ、届ける挑戦 —

風景、食、暮らし、人。

真狩村に点在する地域資源を丁寧に見つめ直し、来訪者にとって意味のある形へと編集していきます。

例えば、

- ・ 生産者や事業者を訪ねて話を聞き、その背景やストーリーを発信すること。
- ・ 村内の資源を組み合わせた体験プログラムを試しに企画してみること。
- ・ SNS や Web を通じて、真狩村ならではの滞在の魅力を届けること。

発信だけでなく、地域との対話を重ねながら、真狩村を、通り過ぎる場所ではなく、

ここに滞在すること自体が目的となる場所へと育てていきます。

### 【主な活動内容】

- ・ 地域資源の取材・記録
- ・ SNS・Web サイト等での情報発信
- ・ 写真・動画の撮影や編集
- ・ 体験型プログラムや周遊企画の立案・試行
- ・ 観光協会や地域事業者との連携
- ・ 近隣リゾートとの接点づくり

※ 活動内容は応募者の得意分野や関心に応じて設計します。

---

## 募集人数

①及び②各1名

---

## 活動期間

委任開始日より1年間（年次更新、最長3年間まで更新可能）

※特例延長あり

---

## 応募資格

### 【必要要件（共通）】

- ・ 年齢不問
- ・ 普通自動車運転免許を所持している方
- ・ 真狩村に居住し、地域の一員として活動できる方
- ・ 地域の方々と対話を重ねながら、主体的に行動できる方

### 【歓迎要件】

#### ① 地域ビジネスチャレンジャー

- ・ 店舗運営や接客など、人と向き合う仕事の経験
- ・ 企画やプロジェクトを立ち上げた経験（規模は問いません）
- ・ 起業や新しい事業づくりに関心がある方
- ・ 日常会話レベルの英語力

#### ② 観光コンテンツチャレンジャー

- ・ SNS やブログなどでの発信経験（フォロワー数は問いません）
- ・ 新規事業を立ち上げた経験
- ・ 企画やイベントづくりに関わった経験
- ・ 日常会話レベルの英語力

※ 上記はいずれも必須ではありません。経験の大小や完成されたスキルよりも、地域と向き合いながら学び続ける姿勢を大切にしています。

---

## 待遇

### 【雇用形態】

会計年度職員（1年目）

- ・ 会計年度職員に関する真狩村各種条例・規則に基づく
- ・ 給料：毎月21日支払い

準委任型の業務委託（2年目以降は委託型選択あり）

- ・ 契約：準委任型の業務委託（機密保持・個人情報の取扱い条項あり）
- ・ 請求：月末締め翌月払い

※ 1年目は真狩村の任用による会計年度職員（雇用）として勤務いただきます。

※ 2年目以降は、活動内容や本人の意向を踏まえ、業務委託（個人事業主）への切り替えを相談の上で選択することも可能です。

※ 業務委託へ移行した場合は、契約形態・報酬体系・社会保険等の取り扱いが変更となります。詳細は事前に説明の上、双方合意により決定します。

### 【報酬】

○基本報酬の考え方

会計年度職員の場合

- ・ 月額 23.2 万円（1 級 25 号俸）

※真狩村会計年度職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づく  
準委任型の業務委託の場合

- ・ 月額 29 万円（総支給額）

### 【メンター制度】

- ・ 定例サポートミーティング（対面 or オンライン）※R8 年度御見積と連動
- ・ その他、各種研修会の開催

### 【活動費】

予算の範囲内

- ・ 定額手当：上限 82 万円 / 年（住宅手当・車両借上料・PC 借上料を含む）
  - ・ 活動経費：上限 54 万円 / 年（自立活動に必要な研修費・資格取得費・旅費・交通費・その他必要経費について都度申請）
- ※活動内容に応じて事前申請制となります。

### 【副業】

- ・ 1 年目（会計年度職員）は原則として副業はできません。
- ・ 2 年目以降、業務委託へ移行した場合は、副業や個人事業との両立が可能となります（内容は事前相談・許可制）。

---

## 募集期間

令和 8 年 3 月～随時募集

- 但し定員になり次第募集は終了します。

---

## お問い合わせ

<真狩村担当>

企画情報課 西田・折内

連絡先：0136-45-3613

---

## 応募方法

- (1) **メール**でご提出ください。

メール：[kikaku@vill.makkari.lg.jp](mailto:kikaku@vill.makkari.lg.jp)

- (2) **提出書類**

- ① **履歴書** 1 通（任意様式・顔写真貼付必須）
- ② **職務経歴書** 1 通（任意様式）
- ③ **志望動機・自己 PR 書類** 1 通（任意様式・800 字程度）

※第一次選考合格者には、地域要件確認のため**住民票の写し**を提出してもらいます。

---

## 選考方法

- **第一次選考**：応募受理後、オンラインカジュアル面談を実施 → 書類選考 → 結果通知
- **第二次選考**：第一次合格者を対象に、**現地面接**を実施
  - ※面接に要する交通費等は**自己負担**となります
  - ※ご希望の方は選考前にお試し協力隊を行えます
- **選考結果**：第二次選考の結果は、対象者にメールまたは書面で通知
  - ※選考の経過・結果等の個別問い合わせにはお答えできません

---

## 着任時期について

令和8年4月以降、採用内定者と協議の上決定。

---

## よくある質問

### 応募・選考

**Q. 事業承継元について教えてください。**

A. 町内で長年商店として営業してきた店舗です。高齢化による移動手段が不足している住民にとっては買い物場所としてはもちろん地域との繋がりのために欠かせない場所です。承継する内容、店舗などの詳細については任期中に相互の意見交換を行いながら決定します。

**Q. 選考フローを教えてください。**

A. カジュアル面談（オンライン）→ 書類選考 → 現地面接の順で進めます。

**Q. 提出書類は何か必要ですか。**

A. 顔写真付き履歴書、職務経歴書、志望動機・自己PR書類をご提出いただきます。

---

### 雇用形態・報酬・手当

**Q. 雇用形態はどうなりますか。**

A. 1年目は会計年度職員として任用します。2年目以降は活動内容や本人の意向を踏まえ、業務委託（個人事業主）への切替えを相談の上で選択することも可能です。ただし、業務委託へ移行した場合は、契約形態・報酬体系・社会保険等の取扱いが変更となります。詳細は事前に説明の上、双方合意により決定します。

**Q. 公務災害（労災）には加入できますか？**

A. 会計年度職員は真狩村の公務災害補償制度に加入します。

---

### 勤務・働き方

**Q. 勤務時間と働き方の前提を教えてください。**

A. 1日7時間45分、週5日勤務となります。

**Q. 時間外や休日の業務はありますか？**

A. 状況によっては時間外や休日の業務がありますが、時間外はスライド勤務、休日の業務は勤務時間の調整や代休取得が可能です。

**Q. 副業は可能ですか。**

A. フルタイム会計年度職員の副業は認められておりません。

---

## 活動費・装備・交通

### Q. 活動費の内訳を教えてください。

A. 予算の範囲内で活用可能です。このうち定額経費として家賃・車両借上費・PC借上費などを含む定額手当を年82万円まで支給、社会保険料等事業所負担分金として64万円支払います。活動経費の54万円は自立活動に必要な研修費・資格取得費・旅費・交通費・その他必要経費などに柔軟にご使用いただけます。活動経費については事前許可制とし、経費として認められないものはお支払い出来ません。活動経費の使用計画については半期ごとに見直しを行います。

### Q. 車は必要ですか。公用車は使えますか。

A. 普通自動車運転免許は必須としております。原則、自家用車を使用いただきます（車両借上費は活動費に含まれます）

---

## 住まい・暮らし

### Q. 住宅支援について教えてください。

A. 着任時には公営住宅の斡旋／手配を行っております。また家賃手当を活動費に包含して支給いたします。

### Q. 家族と一緒に移住することは可能ですか。

A. 可能です。学校や保育、医療、交通などの生活導線について、移住前にご案内いたします。

---

## オンボーディング・評価・更新

### Q. メンター制度はありますか。

A. はい、ございます。一般社団法人移住のすゝめがメンターとして伴走いたします。定例MTGを実施し、活動についての相談や、新規事業についての相談をすることが可能です。

---

## 任期後のキャリア

### Q. 起業について支援は受けられますか。

A. 活動経費から資格・研修などの自己投資を行っていただけます。村の起業支援や金融機関連携についても個別にご案内いたします。また任期後のキャリアや起業に際して事業計画などについてはメンターに相談も可能です。